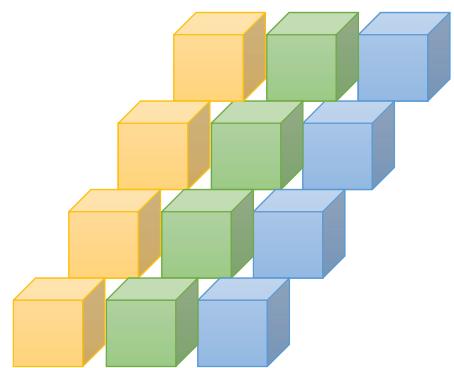


第1章 計画の基本的な考え方





1. 計画の趣旨

急速な少子高齢化や社会経済構造の変化に伴うワークスタイル、ライフスタイルの多様化と同様に、食をめぐる環境も変化し、忙しさの中で食の大切さや受け継がれてきた食文化が軽視され、従来の農村文化とそこに根付いた食は失われつつあります。

また、流通の広域化、グローバル化が進む一方で、食品への安全性を脅かすような様々な事案が発生しており、そのため、食品の安全性に対する関心は高まっている状況です。

これらに適切に対応するためには、市民一人ひとりが食を楽しく学びながら、泡らんする食に関する情報を正しく選択する力、食に関する正しい知識を身に付けること、また、高齢者の栄養改善や、食品ロス削減等による環境への負荷軽減などの対策が必要です。

このような状況を踏まえ、横手市では、食育基本法に基づき、横手市食育推進計画（平成22年度～26年度）及び第2次食育推進計画（平成28年度～31年度）を策定し、市民、関係団体、事業者、行政などが連携しながら食育運動を推進してきました。

「横手市食育推進計画」の第3次計画では、当初の計画からの基本的な方向性を継承しつつ、さらに望ましい食育活動を進めるため、これまでの食育推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえながら食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう新たな計画を策定するものです。

2. 食育の定義

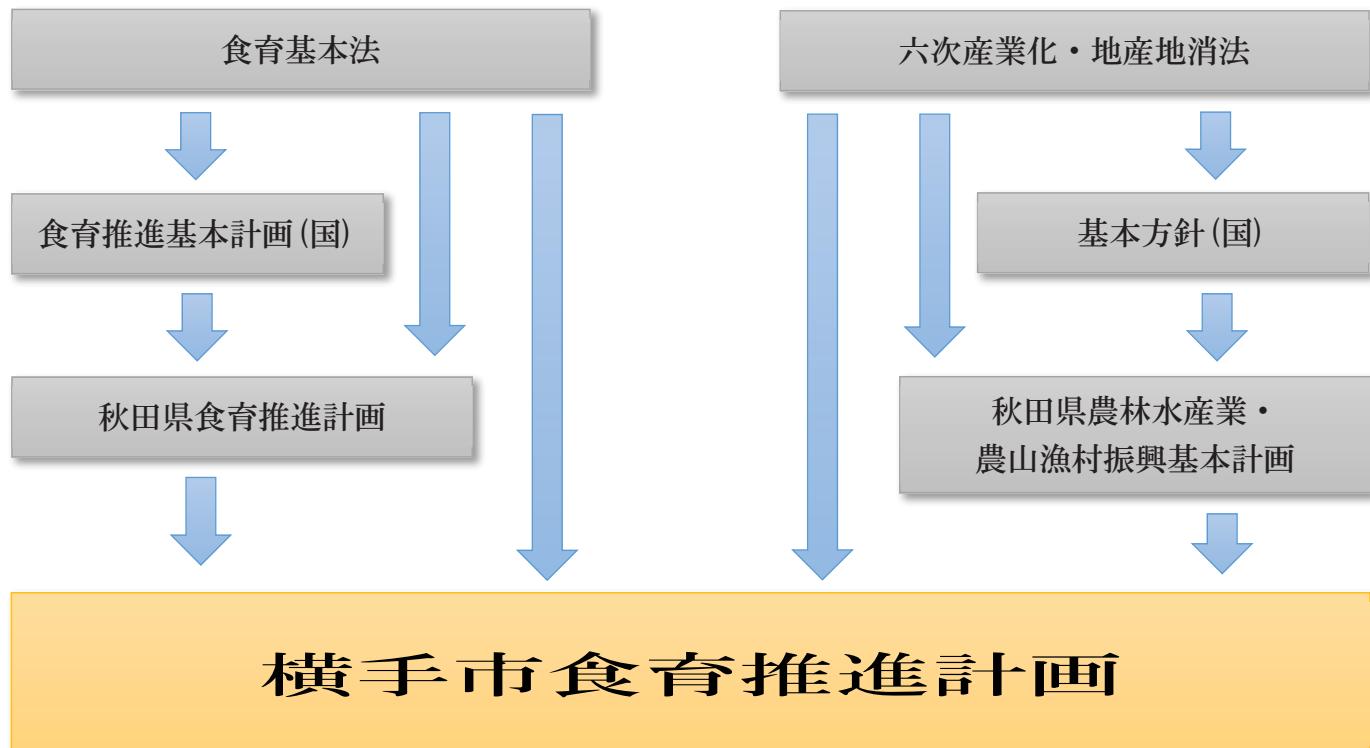
食育基本法における食育とは、「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」と指します。

横手市における食育推進運動の目的は、「市民一人ひとりが、健康でいきいき幸せな生活をおくる」ため、生涯にわたって健全な食生活を送れるよう、様々な分野で市民運動として取組を進めるものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」であるとともに六次産業化・地産地消法（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく地域の農林産物の利用促進についての計画として位置付けるものであり、国・秋田県の食育関連計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「横手市総合計画」及びそれに基づき策定された「横手市教育振興基本計画・横手市教育大綱」、「健康よこて21」、「横手市子ども子育て支援事業計画」、「横手市生涯学習推進計画」、「横手市農業振興計画」に計画されている中から「食育」関連部分を抽出し、食育を市民運動として推進するための行動計画として位置付け、関連機関との連携を図りながら効果的に推進していきます。



4. 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。